

前回いただいたご質問と回答

-  配偶者の親と養子縁組をした方が亡くなった場合、元の兄弟は相続人になるのか
-

【普通養子縁組】

普通養子縁組では、養子と実親との法的な親子関係はそのまま維持されます。そのため、養子は実親と養親の両方から相続権を持ち、どちらの親からも遺産を相続することができます。

【特別養子縁組】

特別養子縁組の場合、養子と実親との法的な親子関係が解消され、実親との相続関係も終了します。そのため、特別養子縁組では、原則として養子は実親の遺産を相続する権利を持ちません。養子の相続権は養親のみに対して認められます。

参考リンク <https://ryukyu-law-souzoku.org/inheritance+adoption>



遺言書での法定相続人以外への相続【遺贈】をする場合、

相続税の基礎控除はどうなるのか

→ 法定相続人以外への相続でも基礎控除は適用されます

ただし、ただ、基礎控除の計算式である

「3000万円+600万円×法定相続人数」において、法定相続人以外の人は含まれません

そのため、遺贈によって財産を受け取る人が増えたとしても基礎控除額はそのまま

配偶者や一親等の親族以外が財産を得る場合、その相続税が2割増しになるので注意

参考リンク：<https://creas-souzoku.com/columns/will/legacy-basic-deduction/>

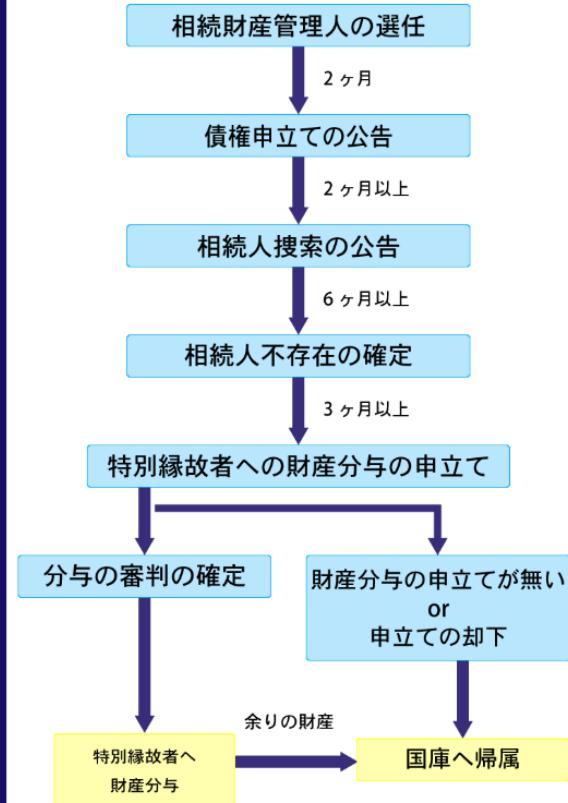


第三順位まで相続人がいない場合

- ・遺言書があれば、遺言書で指定された人
- ・相続人不存在の場合、被相続人と特別の縁故がある『特別縁故者』が財産分与の申立てを家庭裁判所にすることができます
- ・上記2つに当てはまる方がいない場合は国庫に帰属

参考リンク：<https://www.zeirisi.co.jp/souzoku-tetuduki/nonexistence-of-heir/>

- 相続人不存在の場合の手続きの流れ -

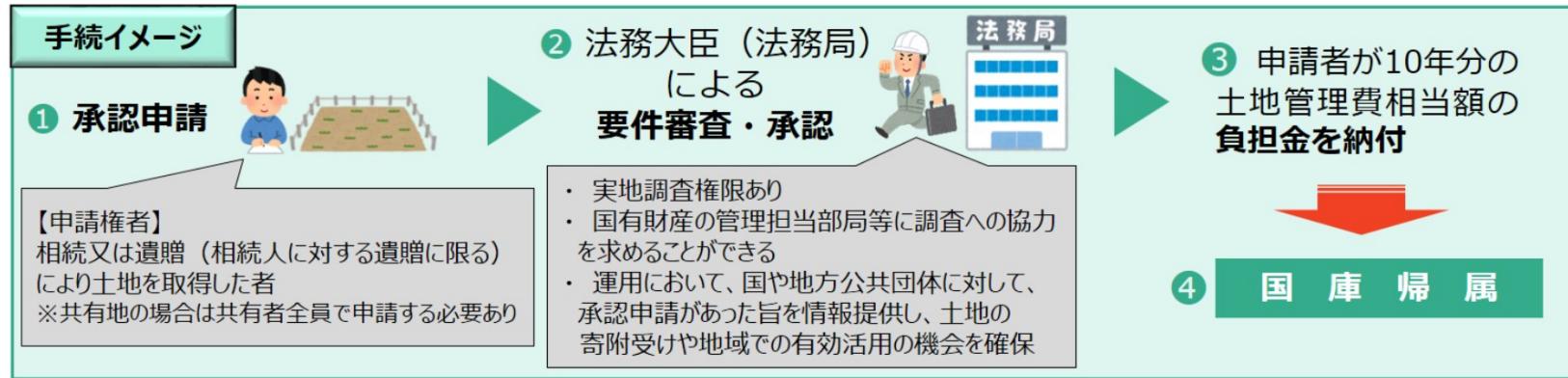




不要な土地について

持っているだけで、管理費、固定資産税がかかる
処分方法 → 寄付、無償譲渡、相続放棄など

【相続土地国庫帰属法】



相談は、事前予約制

(1)法務局・地方法務局（本局）の窓口での対面相談、(2)電話相談、(3)ウェブ相談のいずれかの方法

参考リンク：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00457.html#mokuj1

ctpsasakiryoku

